

# 秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月24日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

## 秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1総務課の項第10号中「および消防団員」を削り、同項に次の4号を加える。

(18) 消防デジタル化の推進に関すること。

(19) 情報発信体制に関すること。

(20) 消防用財産の管理に関すること。

(21) 公有財産管理台帳等の整備に関すること。

別表第2第1警防課の項中第16号および第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 消防団員の公務災害補償に関すること。

## 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。